

④地域社会における差別事件

被差別部落を含む町内会に所属していた教員（当時）が、被差別部落を含まない町内会に移ろうと、近隣住民に対し町内会の分離運動を画策した際に起こした差別発言事件の事実確認会や糾弾学習会について、三重県や三重県連を相手取った損害賠償請求を求めた裁判で、一、二審とも三重県連に対する請求が棄却された。とくに二審では、元教員の自治体分離運動および発言についての差別性を認め、事実確認会や糾弾学習会についても「公共の利害に関連して公益をはかる目的がある」として、違法性がないとの認識が示されている。

二〇〇五年八月八日、京都府の特別養護老人ホームで入居者Aが同じ入居者Bさんに「こら、エッタ、殴ったろか」と差別発言した事件が起こっている。これまでも長野県、和歌山県の特別養護老人ホームで同様の事件が起こっており、施設利用者の問題だけでなく施設側の対応のあり方も問われている事件だといえる。

住民の部落に対する忌避意識や差別意識に基づく差別事件が、長野県の場合、長野市内の行政区再編に関わって（資料は掲載していない）、大阪府の場合、泉南市の校区再編に関わって、それぞれ事件が報告されている。

大阪府茨木市のPTAの会合でも、差別発言事件が発覚している。内容は、市のPTA協議会の会合でA委員が、中学生が荒れているのは部落を含む小学校の子どもが悪いし、その理由は「特別な地域の人があるから」という発言を行ったというものである。この事件では、市PTA協議会自身が部落差別事件と認識、事実糾明と再発防止のために啓発用のDVDまで作成するなど積極的に取り組んでいるという点では注目される点である。